アクシアル リテイリング株式会社

（証券コード　8255）

第69期
定時株主総会招集ご通知

日　時

2020年６月25日（木曜日）　午前10時00分
（受付開始）　同　日　　午前９時15分

場　所

新潟県長岡市東坂之上町１丁目２番地１
長岡グランドホテル　　２階　悠久の間

目　次

第69期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 39
監査報告 …… 42
株主総会参考書類 …… 48

【新型コロナウイルス感染症拡大防止】の観点から、

- 株主総会への**来場はお控えいただき**、議決権行使書による議決権の行使を推奨いたします。
- 株主総会にご出席の株主様への**お土産は取り止め**させていただきます。

証券コード　8255
2020年６月５日

株　主　各　位

新潟県長岡市中興野18番地２
アクシアル リテイリング株式会社
代表取締役社長　　原　　和彦

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会については適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、極力、株主総会へのご出席をお控えいただきますようお願いいたします。
　当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2020年６月25日（木曜日）　午前10時00分**
（受付開始）　同　日　　午前９時15分

２．場　　所　新潟県長岡市東坂之上町１丁目２番地１
長岡グランドホテル　　２階　悠久の間
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第69期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

2．第69期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役11名選任の件

以　上

● **新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会への来場をお控えいただき、議決権行使書による議決権の行使を推奨いたします。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。**

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面の提出が必要ですので、ご了承ください。

◎ 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（**http://www.axial-r.com/**）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、この「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（**http://www.axial-r.com/**）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

（１）業績全般の概況

当期におけるわが国経済は、世界経済における貿易摩擦の影響や、消費税増税が今後の国内経済に及ぼす影響、世界的な流行が生じた新型コロナウイルス感染症がもたらす影響など、先行きの見通せない状況が続いております。

このような状況において、当期における当社グループの連結経営成績は、売上高が2,408億98百万円（前期比2.4％増）、営業利益が94億67百万円（前期比0.6％減）、経常利益が97億８百万円（前期比0.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が62億39百万円（前期比2.9％減）となりました。また、１株当たり当期純利益は270円22銭となりました。

売上高につきましては、第２四半期まで堅調に推移し、その後、暖冬少雪で季節品の動きが鈍ったものの、消費税増税後の影響を見据えた様々な販売促進対策が効果を現したことや、新型コロナウイルス感染症流行による内食需要の高まりで伸長したため、過去最高の実績となりました。

営業利益につきましては、新規出店２店舗、移転新設１店舗及び改装４店舗に係る投資関連費用の発生、消費税増税後における集客対策のための販売促進費用の投入、社会保険加入対象者の増加による法定福利費の増加等で販売費及び一般管理費が増加したため、前期に比べ若干減少いたしました。

経常利益につきましては、金融費用の削減に加え省エネルギー投資に関連した補助金受領により、営業利益の減少を補うことができたため、前期に比べ若干増加し、過去最高の実績となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別損失の増加により、前期に比べ減少いたしました。

（２）セグメント別の状況

①　スーパーマーケット事業

［全般］

当社グループでは、年度方針を前年度に引き続き「変革への挑戦」と定め、変化を続ける社会において、豊かさ、楽しさ、便利さをご提供するための様々な施策と、それを実現するための強固な企業構造の構築を進めております。

また、イノベーション推進部を新設し、改革や革新への取り組みを組織的に推進する体制を整え、中期計画に沿って、様々な課題への取り組みを進めております。

＜客単価、買上点数、一品単価＞

お客様のご期待に添える商品、サービス、接客に向けた継続的なレベルアップの取り組みに加え、消費税増税後における様々な施策が有効に作用したこと、新型コロナウイルス感染症流行による内食需要の高まりがあったことで、既存店の買上点数は、前期に比べ1.1％増加いたしました。また、既存店の一品単価は、前期に比べ0.2％増加いたしました。

この結果、既存店の客単価は、前期に比べ1.3％増加いたしました。

＜来店客数＞

夏季において梅雨明けが遅れ、お客様の来店頻度の減少が見られたものの、冬季の少雪により、来店客数は、既存店で前期に比べ0.3％の減少にとどまり、全店では近年の新規出店店舗の効果で前期に比べ0.9％増加いたしました。

＜売上総利益＞

商品販売における売上総利益率は、消費税増税対策やキャッシュレス・ポイント還元制度への対抗策として低価格訴求を強力に実施しましたが、当社グループの商品調達力の効果や販売管理の精度向上、ロス削減により、前期に比べ0.1ポイント増加し26.2％となりました。

[プロセスセンターの活用拡大]

前期に新潟県長岡市へ新設した食品の集中加工を行うプロセスセンターは、当初の計画どおり軌道に乗っており、第１四半期から、農産・畜産・水産・惣菜加工品だけでなく、ベーカリー商品についても、供給する品種、範囲を拡大いたしました。原信、ナルス、フレッセイが、全体で共有する体制が順調に進んでおり、一層高い水準での商品の均質化や新たな商品のご提供を図ってまいります。

[電子決済の導入]

支払手段の多様化が進む昨今、電子決済の利用に関するお客様からのご要望が高まっております。

当社グループでは、お客様のご要望にお応えするため、一部事業者が行うスマートフォンを利用した電子決済サービスを原信ナルスの全店舗及びフレッセイの一部店舗へ導入いたしました。

このサービスの利用率は、導入当初に比べ徐々に高まっており、お客様の関心の高さがうかがえる状況となっております。

今後も様々な技術革新の状況を勘案しつつ、キャッシュレス社会を念頭に置いた様々な情報収集や快適な会計方法の検討を継続して行ってまいります。

[インターネットの活用拡大]

インターネットを活用した電子商取引市場は拡大を続けており、この活用は、実店舗を補完するサービスとして重要であると考えております。

当社グループでは、従来から、「原信ネットスーパー」https://harashinnetsuper.hnhd.co.jp/（実店舗で販売する商品をインターネットでお買い物をして、ご自宅へ商品をお届けするサービス）、ならびに、「原信ナルスネットショッピング」https://net-de-harashin-narus.axial-r.com/（インターネットでご予約品やギフトのご注文を承り、実店舗で商品をお渡ししたり、ご指定の場所へ商品をお届けしたりするサービス）を行っており、この売上高は年々伸長しております。

このうち、ネットショッピングについて、その利便性向上を目的として、９月にＷｅｂサイトのリニューアルを実施いたしました。

[スマートフォン・アプリケーション]

スマートフォンは、その登場以来、普及率が伸長し、現在では、多くの方々が日々の暮らしを楽しく便利にする生活に密着したツールとして活用しています。

このような状況を踏まえ、お客様が当社グループでのお買い物を楽しく、お得で、便利に行っていただけるように、スマートフォン・アプリケーションの開発を、システムは当社グループのＩＴ企業であるアイテックが、デザインは当社グループの総合メディア企業である高速印刷が主体となって行い、10月に「原信ナルスアプリ」を、２月に「フレッセイアプリ」をiOS及びAndroid向けにそれぞれ配信開始いたしました。

このアプリケーションには、チラシ、店舗情報、料理レシピ、インターネットでのお買い物、お得なクーポン配信等の機能が備わっており、配信開始以来、ダウンロード数、日々のご利用者数とも、日を追うごとに増加していることから、一層多くのお客様が当社グループのファンになっていただいているものと考えております。

[消費税増税への対応]

10月の消費税増税に加え、新たに軽減税率制度が導入されることを念頭に、情報システム、店舗運営、売場対応等様々な事項について周到な準備を全社一丸となって進め完了いたしました。

この結果、改正法施行後において、大きな混乱はありませんでした。

当社グループは、政府が主導するキャッシュレス・ポイント還元事業の対象となる中小・小規模事業者ではないため、相当不利な状況が事前に想定されました。このような与件に対し、価格面での対抗策と併せ、お客様の毎日の食卓を豊かに、楽しく、便利にするため、徹底的に商品やサービスの磨き込みを行うという、本質的な対策を念頭に、消費税増税後の競争激化に向けて特段の注力をいたしました。

商品面では、当社グループ自慢のこだわりの商品・他にはない商品の新規発売、リニューアルを従来にも増して多くの商品群で進めました。また、海外直輸入先の新規開拓による価格・品質を兼ね備えた商品、健康・簡単便利な生活を志向した商品の品揃え拡充、プライベート・ブランド商品の新規投入や改良についても実施いたしました。

価格面では、購買頻度の高いコモディティ商品について、価格の切り下げによる低価格訴求を行いました。

販売促進面では、スマートフォン・アプリケーションを活用した新たな販売促進手法への挑戦、クーポン配布や広告戦略、販売促進企画の実施時期、内容の見直しを行いました。

[新型コロナウイルス感染症への対応]

新型コロナウイルス感染症の国内感染例が確認されて以降、２月より紙製品の販売伸長が顕著となり、３月に入り感染拡大防止策がとられるようになってからの内食需要の高まりを受け、食品全般の大幅な売上増加となりました。

当社グループの事業主体はスーパーマーケットの経営であり、こうした異常事態においても、人々の生活を支えるライフラインとして重要な使命を担っているものと認識しております。過去の様々な災害や感染症流行等を乗り越えてきた当社グループにとっても、今回の新型コロナウイルス感染症への対応は初めての部分も多く、試行錯誤が現在でも続いています。お客様の安全を守ることはもとより、ライフラインとして事業継続するために、従業員の安全を守る様々な対策を行っており、お客様からのご意見を受け新たに取り組んだ対策も多々あります。こうした取り組みは、お客様からご理解を得られており、賛同する温かいお言葉もいただいております。

また、社会貢献、事業者支援策として「がんばろう！日本。」という取り組みを始めました。これは、今回の事態で販路がなくなりお困りになっている産地、市場、各種メーカー様を支援するため、当社の店舗を活用していただこうという販路拡大支援活動であり、様々な情報ルートで呼びかけを行い、商品を引き受け当社グループ店舗で当該商品の販売を行う施策です。多くの事業者様から申し出があり、ご活用いただいているものと考えております。

この感染症流行の事態は、しばらく続くものと想定されますが、引き続き、人々の生活基盤を支える責務と地域経済への貢献が果たせるよう取り組んでまいります。

[出店・退店等]

出店につきましては、原信下飯野店（10月、富山県富山市、売場面積2,161㎡）、フレッセイ有馬店（11月、群馬県渋川市、売場面積2,106㎡）を新設いたしました。また、ナルス直江津東店（11月、新潟県上越市、売場面積2,267㎡）を移転新設いたしました。

改装につきましては、原信岩上店（７月、新潟県柏崎市、売場面積2,620㎡）、フレッセイ片貝店（７月、群馬県前橋市、売場面積2,222㎡）、フレッセイ駒形店（３月、群馬県前橋市、売場面積1,765㎡）、ナルス国府店（３月、新潟県上越市、売場面積2,212㎡）について実施いたしました。

退店につきましては、ナルス直江津東店の移転新設に伴い、旧・ナルス直江津東店（９月、新潟県上越市、売場面積1,246㎡）及び原信春日新田店（11月、新潟県上越市、売場面積2,064㎡）を閉鎖した他、ナルス糸魚川店（２月、新潟県糸魚川市、売場面積1,551㎡）を閉鎖いたしました。

[業績]

以上の結果、当期におけるスーパーマーケット事業の売上高は2,401億４百万円（前期比2.4％増）、営業利益は88億48百万円（前期比0.1％減）となりました。

②　その他の事業

[情報処理事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、情報機器の需要増で前期に比べ増加いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、納期に至った受注案件が比較的中小のものであったため前期に比べ減少いたしました。この結果、売上高は前期に比べ13.8％増加いたしましたが、営業利益は体制の強化に伴う人件費の増加により前期に比べ14.2％減少いたしました。

[印刷事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、安定した受注により前期に比べ増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、販路の拡大に努め前期に比べ増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ6.2%増加いたしましたが、営業利益は原材料費の価格上昇と体制の強化に伴う人件費の増加により前期に比べ24.4%減少いたしました。

[清掃事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、安定した受注により前期に比べ増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、若干、前期に比べ増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ5.5%増加し、営業利益は前期に比べ2.4%増加いたしました。

[業績]

以上の結果、当期におけるその他の事業の売上高は54億30百万円（前期比9.5%増）、営業利益は５億99百万円（前期比5.2%減）となりました。

（注）セグメント別の状況については、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

当社グループのセグメント別売上高の状況は、次のとおりであります。

項目			第68期（2019年3月期）		**第69期（当期）（2020年3月期）**		対前期比
			金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	（%）
スーパーマーケット	生鮮食品	青果	32,085	13.4	32,337	13.2	100.8
		精肉	26,419	11.0	26,851	10.9	101.6
		水産	23,301	9.7	24,005	9.8	103.0
		惣菜	22,634	9.5	23,465	9.6	103.7
		計	104,441	43.6	106,660	43.5	102.1
	一般食品	デイリー	46,030	19.2	47,486	19.3	103.2
		加工食品	60,919	25.5	62,049	25.3	101.9
		インストアベーカリー	3,673	1.5	3,910	1.6	106.4
		計	110,624	46.2	113,446	46.2	102.6
	住居		7,563	3.2	7,604	3.1	100.6
	衣料品		128	0.0	122	0.0	94.9
	その他		197	0.1	214	0.1	108.8
	営業収入		11,382	4.7	11,888	4.8	104.5
	セグメント間の内部売上高又は振替高		152	0.1	166	0.1	109.2
	小計		234,489	97.9	240,104	97.8	102.4
その他	外部顧客に対する売上高		1,010	0.4	961	0.4	95.1
	セグメント間の内部売上高又は振替高		3,949	1.7	4,469	1.8	113.2
	小計		4,960	2.1	5,430	2.2	109.5
合計			239,449	100.0	245,535	100.0	102.5

（注）1．営業収入は、不動産賃貸収入、配送委託料収入等であります。
2．セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
3．金額は販売金額で表示しており、消費税等は含まれておりません。

2．設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資額は、71億９百万円（うち、有形固定資産の取得による支出64億82百万円、無形固定資産の取得による支出３億82百万円、その他２億43百万円）であります。

その主なものは、下記のとおり、新設３店舗及び改装４店舗に係るものであり、これらに必要な資金は自己資金及びリース契約により充当いたしました。

（新設）

事業所名	所在地	開設日
原信　下飯野店	富山県富山市	2019年10月19日
フレッセイ　有馬店	群馬県渋川市	2019年11月14日
ナルス　直江津東店	新潟県上越市	2019年11月22日

（改装）

事業所名	所在地	改装完了日
原信　岩上店	新潟県柏崎市	2019年７月６日
フレッセイ　片貝店	群馬県前橋市	2019年７月12日
フレッセイ　駒形店	群馬県前橋市	2020年３月６日
ナルス　国府店	新潟県上越市	2020年３月19日

3．資金調達の状況

当期において、短期借入金の純増加額及び新たな長期借入金はありません。リース債務につきましては、新たに１百万円の契約を締結いたしました。

4．事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

５．他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

６．吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

７．他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

８．対処すべき課題

国内の情勢は、構造的な諸問題を抱えており、国内景気は、先行きの見通しが難しい状況となっております。また、当社グループを取り巻く事業環境は、同業のみならず他業種を含めた競合との関係激化、人材確保難、技術革新への対応等、継続して取り組まなければならない課題が多くあります。

このような状況において、当社グループ各社は、地域に密着した日々の生活基盤として、商品の品揃え・品質・価格やサービス等、お客様のご要望にお応えし、お客様の生活に少しでもお役に立てるように努め、優良なリージョナル・チェーンの実現を目指してまいります。

次期につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する影響で、先行きの見通しが非常に困難な状況にありますが、スーパーマーケットの経営を事業主体とする当社グループといたしましては、ライフラインとして人々の生活基盤を支える責務と地域社会への貢献が果たせるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

9．直前３事業年度の財産及び損益の状況

（1）企業集団の財産及び損益の状況

項　目	第 66 期 （2017年３月期）	第 67 期 （2018年３月期）	第 68 期 （2019年３月期）	**第 69 期 （当期） （2020年３月期）**
売　上　高（百万円）	**228,899**	**232,810**	**235,347**	**240,898**
経 常 利 益（百万円）	**9,185**	**9,205**	**9,698**	**9,708**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	**5,784**	**6,070**	**6,427**	**6,239**
１株当たり当期純利益（円）	**247.80**	**260.06**	**275.36**	**270.22**
総　資　産（百万円）	**95,634**	**99,710**	**100,474**	**104,717**
純　資　産（百万円）	**49,790**	**54,485**	**59,082**	**62,167**
１株当たり純資産額（円）	**2,133.02**	**2,334.17**	**2,531.13**	**2,697.99**

（2）当社の財産及び損益の状況

項　目	第 66 期 （2017年３月期）	第 67 期 （2018年３月期）	第 68 期 （2019年３月期）	**第 69 期 （当期） （2020年３月期）**
営 業 収 益（百万円）	**2,317**	**2,490**	**2,720**	**2,779**
経 常 利 益（百万円）	**1,542**	**1,648**	**1,913**	**1,969**
当期純利益（百万円）	**1,473**	**1,566**	**1,821**	**1,891**
１株当たり当期純利益（円）	**63.11**	**67.10**	**78.02**	**81.94**
総　資　産（百万円）	**34,613**	**33,619**	**32,272**	**29,943**
純　資　産（百万円）	**26,188**	**26,167**	**26,353**	**25,406**
１株当たり純資産額（円）	**1,121.92**	**1,121.00**	**1,129.00**	**1,102.60**

（注）「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第68期の期首から適用しております。なお、上記記載の第66期から第67期に係る財産及び損益の状況について、企業集団及び当社のいずれにおいても、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等に影響はありません。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

（1）親会社との関係

当社に親会社はないため、該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
株式会社原信	500	100	スーパーマーケット業
株式会社ナルス	450	100	スーパーマーケット業
株式会社フレッセイ	450	100	スーパーマーケット業
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	100	100	各種商品卸売業、シェアードサービス業
株式会社ローリー	50	100	食品製造加工業
アクシアル レーベル株式会社	100	100	各種商品開発業
株式会社フレッセイヒューマンズネット	10	100	障害者雇用、人材派遣業
高翔商事株式会社	30	100	不動産管理業
株式会社原興産	223	100	清掃業、不動産賃貸業、保険代理店業
株式会社アイテック	10	100	情報処理業、ソフトウエア開発業
高速印刷株式会社	14	100	印刷業、各種媒体企画・制作業、広告代理店業
力丸流通サービス株式会社	30	100	清掃業

（注）議決権比率は、当社による直接保有分及び当社の子会社を通じた間接保有分の合計の議決権数の比率であります。

（3）事業年度末日における特定完全子会社の状況

当期末日において、当社の完全子会社のうち、保有する株式の帳簿価額が当社の総資産の５分の１を超える会社は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社原信	新潟県長岡市中興野18番地２	**13,094**百万円
株式会社フレッセイ	群馬県前橋市力丸町491番地１	**10,176**百万円

（注）当期末日における当社の総資産額は、29,943百万円であります。

11. 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社12社で構成し、スーパーマーケットの経営を主な事業の内容としております。

12. 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

（当社）

本社　新潟県長岡市

（子会社）

株式会社原信

本社		新潟県長岡市
物流センター	国内２拠点	（新潟県２拠点）
スーパーマーケット	国内65店舗	（新潟県57店舗、長野県５店舗、富山県３店舗）

株式会社ナルス

本社		新潟県上越市
物流センター	国内１拠点	（新潟県１拠点）
スーパーマーケット	国内13店舗	（新潟県13店舗）
１００円ショップ	国内１店舗	（新潟県１店舗）

株式会社フレッセイ

本社		群馬県前橋市
物流センター	国内１拠点	（群馬県１拠点）
スーパーマーケット	国内51店舗	（群馬県46店舗、栃木県２店舗、埼玉県３店舗）
１００円ショップ	国内３店舗	（群馬県３店舗）

原信ナルスオペレーションサービス株式会社 新潟県長岡市

株式会社ローリー

本社		新潟県長岡市
工場	国内５工場	（新潟県５工場）

アクシアル レーベル株式会社 新潟県長岡市

株式会社フレッセイヒューマンズネット 群馬県前橋市

高翔商事株式会社 群馬県高崎市

株式会社原興産 新潟県長岡市

株式会社アイテック 新潟県長岡市

高速印刷株式会社 新潟県長岡市

力丸流通サービス株式会社 群馬県前橋市

13. 使用人の状況（2020年３月31日現在）

（１）企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前期末比増減
スーパーマーケット	**2,424**名（ **6,252**名）	**51**名増加（ **93**名減少）
その他	**134**名（ **69**名）	**14**名増加（ **1**名減少）
全社（共通）	**16**名（ —名）	**1**名減少（ —）
合計	**2,574**名（ **6,321**名）	**64**名増加（ **94**名減少）

（注）１．使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（１日８時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。
２．「全社（共通）」は、持株会社である当社の使用人数であります。
３．「その他」の使用人数の増加は、新規採用によるものであります。

（２）当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名（ —名）	**1**名減少（ —）	**56.8**歳	**4.4**年

（注）使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（１日８時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。

14. 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社群馬銀行	**42**百万円

（注）借入額は、企業集団ベースでの金額であります。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　38,000,000株

２．発行済株式の総数　　23,388,039株

（注）自己株式345,802株を含んでおります。

３．株主数　　8,126名

４．大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数（千株）	持株比率（%）
原　和彦	1,252	5.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	892	3.87
株式会社ニューサンライフ	884	3.83
原　信博	847	3.67
株式会社第四銀行	835	3.62
株式会社商工組合中央金庫	728	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	515	2.23
植木　威行	507	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	507	2.20
アクシアル リテイリング従業員持株会	470	2.04

（注）１．持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．原和彦氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原和彦アセットマネジメント株式会社が所有する株式数554千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
３．原信博氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原信博事務所株式会社が所有する株式数160千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

５．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

当社は、新株予約権等を発行しておらず、該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	はら　かずひこ **原　和彦**	（重要な兼職の状況） 株式会社原信　代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　代表取締役社長 株式会社ローリー　代表取締役会長 株式会社原興産　取締役 株式会社シジシージャパン　取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟　社外取締役
代表取締役副社長	うえき　たけゆき **植木　威行**	（重要な兼職の状況） 株式会社フレッセイ　代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット　代表取締役社長 高翔商事株式会社　代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社　代表取締役会長
取締役副社長	いがらし　やすお **五十嵐　安夫**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社原信　取締役副社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　取締役副社長
専務取締役	やまぎし　ぶんご **山岸　豊後**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社原信　専務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　専務取締役 株式会社アイテック　取締役
取締役	もりやま　ひとし **森山　仁**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社ナルス　代表取締役社長
取締役	まるやま　みつゆき **丸山　三行**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社原信　常務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　常務取締役

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	かべ　としお **加部　敏夫**	執行役員 （重要な兼職の状況） 力丸流通サービス株式会社　代表取締役社長 株式会社フレッセイ　取締役 株式会社フレッセイヒューマンズネット　取締役 アクシアル レーベル株式会社　取締役
取締役	なかがわ　まなぶ **中川　学**	執行役員 （重要な兼職の状況） 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　取締役 アクシアル レーベル株式会社　取締役
取締役	はやかわ　ひとし **早川　仁**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社ローリー　代表取締役社長 株式会社原信　取締役
取締役 （社外）	ほそかい　いわお **細貝　巖**	（重要な兼職の状況） 細貝法律事務所　所長 三幸倉庫株式会社　代表取締役社長 株式会社大光銀行　社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部　監査役
取締役 （社外）	にいはらこういち **新原皓一**	（重要な兼職の状況） 一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク　理事長 公益財団法人泉科学技術振興財団　理事長
常勤 監査役 （社外）	やこじゅんいち **八子淳一**	（重要な兼職の状況） 株式会社原信　監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　監査役
常勤 監査役	ふじたともさぶろう **藤田友三郎**	（重要な兼職の状況） 株式会社フレッセイ　監査役
常勤 監査役	いわさきりょうじ **岩崎良次**	（重要な兼職の状況） 株式会社ナルス　監査役
監査役 （社外）	さいとうよしひと **斎藤良人**	（重要な兼職の状況） 新潟県立歴史博物館　館長

（注）1．取締役細貝巖氏並びに新原晧一氏は、社外取締役であります。また、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役八子淳一氏並びに斎藤良人氏は、社外監査役であります。
3．監査役八子淳一氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役斎藤良人氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当期中の取締役及び監査役の異動（重任を除く。）はありません。
6．当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の目的から執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している者以外の執行役員の状況は以下のとおりであります。（2020年３月31日現在）

氏　名	担　当
吉田浩和（よしだひろかず）	執行役員　財務経理部長
松口克彦（まつぐちかつひこ）	執行役員　総務部長
小林政信（こばやしまさのぶ）	執行役員　経営企画部長
石田直樹（いしだなおき）	執行役員　品質安全部長
小暮昌明（こぐれまさあき）	執行役員　建築設備企画部長
森山寛樹（もりやまひろき）	執行役員　イノベーション推進部長

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨定めております。

これに基づき、社外取締役細貝巖氏及び新原晧一氏並びに社外監査役八子淳一氏及び斎藤良人氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等

（1）当期に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　員　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	11名	379百万円
（うち社外取締役）	（　2名）	（　10百万円）
監　査　役	4名	45百万円
（うち社外監査役）	（　2名）	（　20百万円）
合　計	15名	424百万円
（うち社外役員）	（　4名）	（　30百万円）

（注）1．報酬支給額は株主総会の決議による報酬額の範囲内であります。なお、報酬限度額（役員賞与を含み、取締役の使用人分給与は含まない年額）の内容は以下のとおりであります。
　　取締役　500百万円（2007年６月28日開催　第56期定時株主総会決議）
　　監査役　 50百万円（2000年６月29日開催　第49期定時株主総会決議）
2．報酬等の決定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である報酬委員会（社外取締役２名及び代表取締役以外の取締役３名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会により決定しております。
3．当期に係る報酬等の総額には、次の額が含まれております。
（1）当期において受ける見込みの額が明らかになった役員賞与の額
　　取締役　11名　231百万円　（うち、社外取締役　2名　4百万円）
　　監査役　 4名　 17百万円　（うち、社外監査役　2名　8百万円）
（2）複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
　　取締役　 6名　 7百万円　（うち、社外取締役は該当なし。）
　　監査役　 3名　 1百万円　（うち、社外監査役　1名　1百万円）
4．使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支給はありません。

（2）社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4．社外役員に関する事項

（1）他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
取締役	細貝　巖	細貝法律事務所 所長	該当事項はありません。
		三幸倉庫株式会社 代表取締役社長	該当事項はありません。
取締役	新原晧一	一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長	該当事項はありません。
		公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長	該当事項はありません。
監査役	斎藤良人	新潟県立歴史博物館 館長	該当事項はありません。

（2）他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
取締役	細貝　巖	株式会社大光銀行 社外取締役	資金の借入を行っております。
		株式会社中越カントリー倶楽部 監査役	該当事項はありません。
監査役	八子淳一	株式会社原信 監査役	当社の子会社であります。
		原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役	当社の子会社であります。

（3）当事業年度における主な活動状況

①　取締役会及び監査役会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（15回開催）	監査役会（15回開催）
		出席回数 ／ 開催回数	出席回数 ／ 開催回数
取　締　役	細　貝　　巖	14回 ／ 15回	―
取　締　役	新　原　晧　一	15回 ／ 15回	―
監　査　役	八　子　淳　一	15回 ／ 15回	15回 ／ 15回
監　査　役	斎　藤　良　人	15回 ／ 15回	15回 ／ 15回

（注）開催回数は、在任期間中における開催回数であります。

②　取締役会及び監査役会における活動状況

区　分	氏　名	在任期間	取締役会及び監査役会における活動状況
取締役	細貝　巖	6年	弁護士としての専門的見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	新原晧一	4年	研究者として指導的立場で活躍した経験に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	八子淳一	6年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	斎藤良人	2年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．名称

有限責任監査法人トーマツ

2．報酬等の額

区　分	支　払　額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	**40**百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	**49**百万円

（注）1．上記金額に消費税等は含まれておりません。
2．当社の子会社である株式会社原信についても、有限責任監査法人トーマツが会社法に基づく監査の会計監査人となっております。
3．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、非監査業務に係る報酬等はありません。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について確認し、審議した結果、監査業務と報酬との対応関係が適切であると判断し、これに同意いたしました。

5．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づく会計監査人の損害賠償責任を限定する事項を定款に定めておらず、該当事項はありません。

Ⅵ　会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

（1）当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、当社並びに子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程その他社内規程に従って、当社並びに子会社に係る重要事項の審議、決定、報告を行うとともに、当社取締役の職務執行を監督する。

当社の取締役は、職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行う。また、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行う。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。

当社の取締役及び使用人は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

その他、インサイダー取引防止規程、個人情報保護基本規程、情報セキュリティ規程等を定め情報管理の徹底を図る。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する対応を行う。

損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、関連する社内規程及びマニュアル等において該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の意思決定と業務執行の役割を明確化し、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を採用し、選任した執行役員の職務権限を職務権限規程で明確にする。

また、企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、当社の取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。

（5）当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、ＴQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。

日常の職務執行については、全社的品質管理（ＴQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。

内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

（6）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、当社において当社の取締役等が同席する子会社合同の取締役会を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にし、該当する事項について、子会社は当社に報告を行い、必要な会議体の承認を求める。

②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が主催するリスクマネジメント委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から経営上想定されるリスクについて認識の共有を行う。

また、損失の危険の管理や不測の事態への対応のため、当社が定めた社内規程やマニュアル等を準用する。

③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社がその事業遂行にあたり、各子会社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるよう、持株会社体制を採用する。

子会社は必要に応じ、経営会議の設置や執行役員の選任を行い、職務執行の効率化を図る。

子会社が当社に報告を必要とする事項については、グループ経営会議に報告を行う。

④ **子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社が主催するコンプライアンス委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から情報を共有し、審議を行う。

また、日常の職務執行に関する全社的品質管理（ＴＱＭ）活動は、グループ経営理念に基づき、その活動を企業集団全体が一体となって行う。

当社が設置する内部通報窓口は、企業集団全体で共有し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

子会社の取締役等及び重要な使用人の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。

⑤ **その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制**

内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。

財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価・検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。

（7）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当社の監査役と協議の上、必要と認める人員を当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名する。

（8）第７号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者から一切の指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役の協議に基づき決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

（9）当社の監査役の第７号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

(10) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。

当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。

また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

② 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等は、毎月、月次決算の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(11) 第10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第10号の報告をした者の個人情報は保護し、当該報告をしたことを理由として、当社並びに子会社は当該報告者に不利な取扱いをしない。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、策定した監査計画に基づき、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

また、当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に外部専門家の活用を検討する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり運用を行っております。

（1）業務執行に関する事項

当期におきましては、15回の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督いたしました。

なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議（常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成）において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っております。

また、各事業会社ではグループ経営会議で決定された方針に基づき業務執行を行い、日常的な業務を遂行する上で必要な権限は、各部署長及び店長に積極的に委譲を進めております。

常勤監査役による取締役の職務執行状況把握は本社内にとどまらず、その政策が各事業会社の現場においてどのように具現化しているかも含め、各部署の責任者との広範な連携を保って監査を実施しています。また、非常勤監査役も含めた監査役会は毎月開催されており、経営数値の分析、取締役会議事録及び稟議決裁状況の精査や担当役員からの聴取を行っております。

業務執行、監督機能等を強化するプロセスとしては、以下のような機能を設置しております。

①　内部監査の執行

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全体を対象に実施しております。

②　財務報告に係る内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

③　経営方針管理

経営方針がどの程度具現化されているかについて、ＴQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関する全社的品質管理（ＴQM）活動に基づく進捗管理を行っております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓蒙を進め社員の意識向上に努めております。

④ **環境内部監査の執行**

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはＩＳＯ14001の認証を審査時に稼動していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

⑤ **コンプライアンスに関する審議**

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じております。

⑥ **リスク評価**

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討を行っております。

⑦ **その他**

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティーを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社が労働組合の執行部数名と取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報を共有する仕組みを構築しております。

（2）内部監査及び監査役監査に関する事項

① **内部監査の組織、人員及び手続**

内部監査につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門（７名）と連携して、社内規程である内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査を実施しております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告の上、必要に応じて、改善・是正措置を執行することとしており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施しております。

② **監査役監査の組織、人員及び手続**

当社の監査役は、当期末現在、常勤３名、非常勤１名の計４名で構成されており、監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。なお、監査役は、金融機関役員経験者２名、当社子会社監査役経験者１名、当社子会社執行役員経験者１名より構成されており、それぞれが専門的見地から監査を実施しております。

監査の実施にあたっては、取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から営業の報告を受けております。

監査役会は毎月開催することを原則としており、当期は15回開催いたしました。なお、監査役会では各監査役の監査の実施状況について協議を行い、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行っております。

③ **内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携**

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

会計監査人との連携につきましては、各四半期及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告を行うとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証を行っております。

Ⅶ　会社の支配に関する基本方針

当社は、成長を持続する経営戦略の遂行や、積極的な投資家向け広報活動の実施により、当社に対するステークホルダーからの理解を深めることで企業価値の向上を実現し、適切な株主還元をしていくことが、株主共同の利益に応える上で重要であると考えております。

このため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）は導入しておりません。

Ⅷ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ業績に連動した配当を行うことを基本としております。

１株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、１株当たり連結当期純利益の概ね30％を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,961**	**流動負債**	**28,214**
現金及び預金	12,376	買掛金	15,915
受取手形及び売掛金	2,827	１年内返済予定の長期借入金	42
リース投資資産	824	リース債務	358
たな卸資産	5,075	未払法人税等	1,896
未収還付法人税等	340	ポイント引当金	100
その他	3,526	役員賞与引当金	374
貸倒引当金	△9	賞与引当金	1,880
固定資産	**79,756**	その他	7,646
有形固定資産	**62,628**	**固定負債**	**14,334**
建物及び構築物	34,994	リース債務	2,959
機械装置及び運搬具	693	資産除去債務	5,290
土地	21,344	長期預り保証金	5,520
リース資産	2,519	役員退職慰労引当金	50
建設仮勘定	274	退職給付に係る負債	326
その他	2,801	その他	187
無形固定資産	**2,247**	**負債合計**	**42,549**
投資その他の資産	**14,880**	**純資産の部**	
投資有価証券	3,271	**株主資本**	**60,830**
長期貸付金	12	**資本金**	**3,159**
繰延税金資産	3,289	**資本剰余金**	**15,749**
敷金及び保証金	7,235	**利益剰余金**	**43,145**
その他	1,120	**自己株式**	**△1,224**
貸倒引当金	△48	**その他の包括利益累計額**	**1,337**
		その他有価証券評価差額金	**1,311**
		退職給付に係る調整累計額	**25**
資産合計	**104,717**	**純資産合計**	**62,167**
		負債純資産合計	**104,717**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**240,898**
売上原価		**171,941**
売上総利益		**68,957**
販売費及び一般管理費		**59,490**
営業利益		**9,467**
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	52	
受取保険金	27	
補助金収入	106	
その他	79	**317**
営業外費用		
支払利息	67	
その他	9	**76**
経常利益		**9,708**
特別利益		
固定資産売却益	1	**1**
特別損失		
固定資産売却損	53	
固定資産除却損	38	
減損損失	287	
投資有価証券評価損	33	**412**
税金等調整前当期純利益		**9,297**
法人税、住民税及び事業税	3,166	
法人税等調整額	△108	**3,058**
当期純利益		**6,239**
非支配株主に帰属する当期純利益		**―**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,239**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**3,159**	**15,749**	**38,580**	**△59**	**57,430**
当期変動額					
剰余金の配当			△1,674		△1,674
親会社株主に帰属する当期純利益			6,239		6,239
自己株式の取得				△1,164	△1,164
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	4,564	△1,164	3,400
当期末残高	**3,159**	**15,749**	**43,145**	**△1,224**	**60,830**

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**1,575**	**76**	**1,652**	**59,082**
当期変動額				
剰余金の配当			—	△1,674
親会社株主に帰属する当期純利益			—	6,239
自己株式の取得			—	△1,164
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△263	△51	△314	△314
当期変動額合計	△263	△51	△314	3,085
当期末残高	**1,311**	**25**	**1,337**	**62,167**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,893**	**流動負債**	**4,537**
現金及び預金	349	関係会社短期借入金	3,950
たな卸資産	0	１年内返済予定の長期借入金	30
前払費用	3	未払金	23
関係会社短期貸付金	1,270	未払費用	225
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	725	未払法人税等	20
未収入金	10	未払消費税等	19
未収還付法人税等	339	預り金	4
その他	194	役員賞与引当金	249
固定資産	**27,050**	賞与引当金	15
有形固定資産	**0**	**負債合計**	**4,537**
工具、器具及び備品	0	**純資産の部**	
無形固定資産	**4**	**株主資本**	**25,406**
商標権	3	**資本金**	**3,159**
ソフトウエア	0	**資本剰余金**	**13,957**
投資その他の資産	**27,046**	資本準備金	13,731
投資有価証券	62	その他資本剰余金	226
関係会社株式	26,369	**利益剰余金**	**9,513**
出資金	0	利益準備金	327
関係会社長期貸付金	523	その他利益剰余金	9,185
繰延税金資産	90	別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	2,185
		自己株式	**△1,224**
		純資産合計	**25,406**
資産合計	**29,943**	**負債純資産合計**	**29,943**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**2,779**
営業費用		**805**
営業利益		**1,973**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	26	
その他	3	**29**
営業外費用		
支払利息	29	
その他	3	**33**
経常利益		**1,969**
税引前当期純利益		**1,969**
法人税、住民税及び事業税	77	
法人税等調整額	0	**78**
当期純利益		**1,891**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	**3,159**	**13,731**	**226**	**13,957**
当期変動額				
剰余金の配当				―
当期純利益				―
自己株式の取得				―
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	**3,159**	**13,731**	**226**	**13,957**

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	**327**	**7,000**	**1,968**	**9,296**	**△60**	**26,353**	**26,353**
当期変動額							
剰余金の配当			△1,674	△1,674		△1,674	△1,674
当期純利益			1,891	1,891		1,891	1,891
自己株式の取得				―	△1,164	△1,164	△1,164
当期変動額合計	―	―	217	217	△1,164	△946	△946
当期末残高	**327**	**7,000**	**2,185**	**9,513**	**△1,224**	**25,406**	**25,406**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

アクシアル リテイリング株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　代　　勲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　康　宏　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシアル リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

アクシアル リテイリング株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　代　　勲　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　康　宏　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程、監査役監査規程並びに監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会その他重要な会議に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

アクシアル リテイリング株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	八　子　淳　一	㊞
常勤監査役	藤　田　友三郎	㊞
常勤監査役	岩　崎　良　次	㊞
社外監査役	斎　藤　良　人	㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本としており、配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会であります。

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。

第69期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき、次のとおりとさせていただきたく存じます。

１．配当財産の種類

金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき	**金52円**
配当総額	**1,198,196,324円**

これにより、当期における１株当たり年間配当金は、中間配当金（１株につき20円）と合わせますと、１株につき72円となり、連結配当性向は26.6％となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日

第２号議案　取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。
なお、候補者の選定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である指名委員会（社外取締役２名及び代表取締役以外の取締役３名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

当社の取締役候補者選定基準は次のとおりであります。

（取締役候補者選定基準）
当社における取締役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議を得て選定する。

１．指名方針
（１）株主の負託に応え、取締役としての職務を適切に遂行できる者であること。
（２）性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念に基づき、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献することが期待できる者であること。
（３）第２項に定める欠格事由に該当しない者であること。
（４）社外取締役については、会社法第２条第15号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性基準を満たす者であること。

２．欠格事由
（１）反社会的勢力との関係が認められる者。
（２）会社法第331条第１項に定める欠格事由に該当する者。
（３）職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者。
（４）取締役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
1	原（はら） 和彦（かずひこ） （1967年2月22日生） 【再任候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1989年4月　株式会社西友フーズ（現・合同会社西友）入社 1994年4月　当社入社 2000年4月　当社企画部長 2000年6月　当社常務取締役 2002年4月　当社商品部長 2007年5月　当社専務取締役 2007年5月　当社執行役員 2008年5月　株式会社原信代表取締役社長（現任） 2008年5月　当社代表取締役社長（現任） ● **取締役在任期間** 20年 ● **所有する当社の株式数** 1,252,848株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社原信　代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　代表取締役社長 株式会社ローリー　代表取締役会長 株式会社原興産　取締役 株式会社シジシージャパン　取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟　社外取締役 ● **取締役候補者として選定した理由** 原和彦氏は、当社の創業家に生まれ創業の精神を引継ぎ、現在、当社の代表取締役社長並びに当社グループの中核企業である株式会社原信の代表取締役社長に就任しています。同氏は当社入社後、主に商品調達部門で手腕を発揮し、その実績が高く評価され、現在の役職に就きました。社長就任後は、経営ビジョンを刷新し、変化し続ける社会環境に対し的確なかじ取りを行っていくことで、就任当時の会社規模を急成長させており、その経営手腕をかわれ、全国のスーパーマーケットで結成する日本最大の協業組織である株式会社シジシージャパンの取締役会長にも就任し、業界の発展に尽くしています。これらの実績を考慮するとともに、最高経営責任者として更なる当社の成長を牽引していくことが今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
2	植木威行（うえき たけゆき） （1971年1月30日生） 【再任候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1994年４月　株式会社シジシージャパン入社 1998年９月　株式会社フレッセイ入社 2000年６月　同社取締役 2001年６月　同社常務取締役 2002年２月　同社営業推進部長 2003年２月　同社経営企画部長 2003年４月　同社取締役副社長 2003年10月　同社管理本部長 2006年１月　同社営業本部長 2009年５月　同社代表取締役社長（現任） 2013年10月　当社代表取締役副社長（現任） ● **取締役在任期間** ７年 ● **所有する当社の株式数** 507,486株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社フレッセイ　代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット　代表取締役社長 高翔商事株式会社　代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社　代表取締役会長 ● **取締役候補者として選定した理由** 植木威行氏は、当社グループの中核企業である株式会社フレッセイの創業家に生まれ、現在、当社の代表取締役副社長並びに同社の代表取締役社長に就任しています。同氏は、同社において、営業・管理の様々な部門の長を歴任し、会社経営における多様な経験を積んだ後、同社の最高経営責任者として群馬県最大店舗数のスーパーマーケットを率いており、同社の着実な発展を成し遂げるとともに、当社グループ全体の発展のためにも指導者としての責務を果たしています。これらの実績を考慮するとともに、当社が広域なスーパーマーケットチェーンとして更なる発展をするため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
3	五十嵐（いがらし） 安夫（やすお） （1947年8月26日生） 【再任候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1970年３月　北日本食品工業株式会社（現・株式会社ブルボン）入社 1986年９月　当社入社 1989年４月　当社人事部長 1992年６月　当社取締役 1998年７月　当社常務取締役 2000年６月　当社専務取締役 2007年５月　当社取締役副社長（現任） 2007年５月　当社執行役員（現任） 2007年５月　当社労務部、人事教育室、ＴＱＭ・ＣＳＲ室管掌 2008年５月　当社人事・組織・環境統括 2012年４月　当社人事教育・総務・業務システム・ＴＱＭＣＳＲ分掌 ● **取締役在任期間** 28年 ● **所有する当社の株式数** 36,270株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社原信　取締役副社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　取締役副社長 ● **取締役候補者として選定した理由** 五十嵐安夫氏は、現在、当社の取締役副社長に就任しています。同氏は、長らく当社の人事総務部門を率い人材の育成に努めるとともに、当社グループの経営の根幹であるＴＱＭ活動（トータル・クオリティ・マネジメント）を推進してきました。現在、当社のＴＱＭ活動のレベルは、専門団体から数多くの賞を受賞をするなど全国のトップレベルにあります。このＴＱＭ活動は、全従業員が自らに与えられた業務において、小集団を作り様々な問題解決や課題達成に科学的手法で主体的に取り組む全員参加型の活動であり、他社には真似しがたい当社独自の強みになっています。これらの実績を考慮するとともに、当社が広域に拡大していく過程において、人材育成と経営の根幹を支える活動を一層推進するため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 （生年月日） 【備考】	候補者に関する事項
4	やまぎし　ぶんご **山岸豊後** （1956年9月24日生） **【再任候補者】**	● **略歴、当社における地位、担当** 1979年3月　北日本食品工業株式会社（現・株式会社ブルボン）入社 1986年1月　当社入社 1998年6月　当社経理部長 1998年6月　当社取締役 2000年6月　当社常務取締役 2003年3月　当社経営企画部長 2007年5月　当社執行役員（現任） 2007年5月　当社経営企画室、内部統制管理室管掌 2008年5月　当社経営企画・物流統括 2012年4月　当社財務経理・経営企画・店舗開発・店舗企画・物流分掌 2012年6月　当社専務取締役（現任） ● **取締役在任期間** 22年 ● **所有する当社の株式数** 27,200株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社原信　専務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　専務取締役 株式会社アイテック　取締役 ● **取締役候補者として選定した理由** 山岸豊後氏は、現在、当社の専務取締役に就任しています。同氏は、長らく当社の様々な経営課題・出店戦略に関わり、当社の事業展開に貢献してまいりました。その関与は、特定の領域に収まらず、様々な会議体、プロジェクトに参画し、全体最適の観点から幅広い視野で検討を行う当社の柔軟な経営判断を支えています。また、当社の最高財務責任者として、財務経理に相当程度の知見を有し、様々なステークホルダーとの対話にも積極的に取り組んでいます。これらの実績を考慮するとともに、当社が様々な経営課題に対処していくため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
5	森山（もりやま）　仁（ひとし） （1952年2月25日生） 【再任候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1977年3月　株式会社福屋入社 1991年4月　同社と当社の合併により当社へ移籍 2000年4月　当社店舗運営部長 2000年6月　当社取締役 2007年5月　株式会社原信常務取締役 2007年5月　当社店舗運営統括 2008年6月　当社取締役（現任） 2012年4月　株式会社ナルス代表取締役社長（現任） 2013年10月　当社執行役員（現任） ● **取締役在任期間** 18年 ● **所有する当社の株式数** 22,500株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社ナルス　代表取締役社長 ● **取締役候補者として選定した理由** 森山仁氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社ナルスの代表取締役社長に就任しています。同氏は、当社で長らく店舗運営の最高責任者として活躍し、同社の代表者に就任してからは、その経験を活かし、同社の発展に貢献し、同社は、現在、当社グループ内で最高の経営効率を達成しています。これらの実績を考慮するとともに、引き続き当社グループの中核企業の一つを率いていく上で、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
6	まる　やま　みつ　ゆき **丸山三行** （1954年2月24日生） **【再任候補者】**	● **略歴、当社における地位、担当** 1983年9月　国会議員秘書 1987年9月　当社入社 2007年5月　当社作業システム室長 2007年5月　当社執行役員（現任） 2010年4月　当社業務システム統括 2012年4月　当社店舗運営部長 2012年6月　当社取締役（現任） 2017年6月　株式会社原信常務取締役（現任） 2017年6月　原信ナルスオペレーションサービス株式会社常務取締役（現任） ● **取締役在任期間** 8年 ● **所有する当社の株式数** 17,750株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社原信　常務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　常務取締役 ● **取締役候補者として選定した理由** 丸山三行氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社原信の常務取締役として、店舗運営の最高責任者に就任しています。その活動は、当社グループ店舗が広域出店し店舗数が増加しても、それぞれの店舗によって隔たりのない商品、サービスをご提供するために必要な事項の管理や従業員が働きやすい職場環境の維持管理など多岐にわたります。当社グループ全体では年間で延べ1億人を超えるお客様からご利用いただいており、厳しい競合環境においても当社グループ店舗が出店地域に不可欠な存在としてあり続け、お客様のご支持を得て成長し続けるために、最も営業現場に近い立場で指導力を発揮し成果を実現してきたその経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
7	加部敏夫（かべ としお） （1950年12月14日生） 【再任候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1985年11月　株式会社松清本店（現・株式会社フレッセイ）入社 2003年10月　同社店舗運営一部長 2005年２月　同社商品二部長 2005年３月　同社執行役員（現任） 2006年２月　同社グロサリー部長 2010年２月　同社総合企画部長 2011年５月　同社取締役（現任） 2013年５月　力丸流通サービス株式会社代表取締役社長（現任） 2013年10月　当社取締役（現任） 2013年10月　当社執行役員（現任） ● **取締役在任期間** ７年 ● **所有する当社の株式数** 1,500株 ● **重要な兼職の状況** 力丸流通サービス株式会社　代表取締役社長 株式会社フレッセイ　取締役 株式会社フレッセイヒューマンズネット　取締役 アクシアル　レーベル株式会社　取締役 ● **取締役候補者として選定した理由** 加部敏夫氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社フレッセイの取締役専務執行役員に就任しています。同氏は、同社で営業・管理の様々な部門の長を歴任し、現在では同社の経営における全体調整並びに営業部門の統括を指揮しています。同社は、当社と経営統合直後から、会社全体の様々な問題や改革に取り組み、経営統合の成果が数字に表れるようになりました。これらの実績を考慮するとともに、引き続き当社グループの中核企業の一つを率いていく上で、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 （生年月日） 【備考】	候補者に関する事項
8	なかがわ　まなぶ **中川　学** （1957年11月17日生） **【再任候補者】**	● **略歴、当社における地位、担当** 1981年４月　株式会社西友（現・合同会社西友）入社 2008年９月　当社入社 2009年４月　原信ナルスロジテック株式会社（現・原信ナルスオペレーションサービス株式会社）商品本部グロサリー部長 2012年４月　同社取締役 2013年９月　同社執行役員（現任） 2014年１月　アクシアル　レーベル株式会社取締役（現任） 2015年３月　原信ナルスオペレーションサービス株式会社商品本部長（現任） 2016年５月　同社取締役（現任） 2016年６月　当社取締役（現任） 2016年６月　当社執行役員（現任） ● **取締役在任期間** ４年 ● **所有する当社の株式数** 2,217株 ● **重要な兼職の状況** 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　取締役 アクシアル　レーベル株式会社　取締役 ● **取締役候補者として選定した理由** 中川学氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの業務集約を担う原信ナルスオペレーションサービス株式会社の取締役執行役員商品本部長として、商品調達の最高責任者に就任しています。当社が事業運営を行う上で、商品政策に関する事項は最重要事項の一つです。昨今、食に対する志向は、生活スタイルや家族構成の変化に伴い多様化しています。こうした状況においても、同氏は、当社がお客様にご支持をいただける品質・価格を備えた商品の調達に努めるとともに、新たな方向性の打ち出しにも挑戦し、お客様満足の実現と収益確保に貢献してまいりました。これらの実績を考慮するとともに、当社グループ全体の商品政策の最高責任者として、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
9	早川（はやかわ）　仁（ひとし） （1958年1月3日生） 【再任候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1980年３月　当社入社 2002年４月　当社作業システム部長 2006年７月　株式会社原信取締役（現任） 2009年４月　当社執行役員 2009年４月　当社営業企画統括部長 2012年４月　当社営業企画部長 2013年10月　原信ナルスオペレーションサービス株式会社執行役員 2013年10月　同社営業企画部長 2015年３月　同社商品本部生鮮部長 2018年３月　株式会社ローリー代表取締役社長（現任） 2018年６月　当社取締役（現任） 2018年６月　当社執行役員（現任） ● **取締役在任期間** ２年 ● **所有する当社の株式数** 6,800株 ● **重要な兼職の状況** 株式会社ローリー　代表取締役社長 株式会社原信　取締役 ● **取締役候補者として選定した理由** 早川仁氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの食品の製造・加工を担う株式会社ローリーの代表取締役社長に就任しています。当社グループは、惣菜を中心とした様々な商品の開発による他社との差別化、安定した品質を保持した食品の集中加工による効率化・原価低減の施策を推進しており、この役割を担う同社の重要性は年々増しています。こうした状況において、同氏は、同社の代表者として、当社に入社以来、主に商品・営業に関する様々な部門の経験で蓄積した深い知見を活かし、増設した工場の軌道化や生産性向上、供給商品の拡大を図っています。これらの実績を考慮するとともに、当社グループの差別化戦略を推進していくため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏　名 （生年月日） 【備　考】	候　補　者　に　関　す　る　事　項
10	ほそ　かい　　いわお **細　貝　　巌** （1958年７月４日生） **【再　任**候補者】 **【社　外**候補者】 **【独立役員**候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1992年４月　第二東京弁護士会登録 1997年６月　新潟県弁護士会登録 1999年３月　細貝法律事務所所長（現任） 2004年６月　当社社外監査役 2006年４月　株式会社原信社外監査役 2010年１月　三幸倉庫株式会社代表取締役社長（現任） 2010年６月　当社社外監査役 2014年６月　株式会社大光銀行社外取締役（現任） 2014年６月　当社社外取締役（現任） ● **社外取締役在任期間** ６年 ● **所有する当社の株式数** なし ● **重要な兼職の状況** 細貝法律事務所　所長 三幸倉庫株式会社　代表取締役社長 株式会社大光銀行　社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部　監査役 ● **社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項** 該当事項は、以下のとおりであります。 当社社外監査役への就任 （2004年６月～2006年３月、2010年６月～2014年６月） 当社子会社（株式会社原信）社外監査役への就任 （2006年４月～2010年６月） ● **社外取締役候補者として選定した理由** 細貝巌氏は、現在、当社の社外取締役に就任しています。同氏は、弁護士として培われた高い職業的倫理観、専門的知識、経験等を有しており、企業に関わる法務を主要な業務対象としていることから企業経営及び法務に関する相当程度の知見を有しており、就任以来、客観的見地から必要な助言を行う等、社外役員として当社の経営に適切に関与してきました。これらの実績を考慮するとともに、経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）【備考】	候補者に関する事項
11	新原皓一（にいはら こういち） （1941年9月28日生） 【再任候補者】 【社外候補者】 【独立役員候補者】	● **略歴、当社における地位、担当** 1968年４月　東北大学金属材料研究所助手 1978年10月　同大学金属材料研究所助教授 1986年４月　防衛大学校物理教室教授 1989年７月　大阪大学産業科学研究所教授 1991年４月　同大学高機能極限材料研究センター長 2005年４月　同大学名誉教授（現任） 2005年４月　国立大学法人長岡技術科学大学極限エネルギー密度工学研究センター長 2009年９月　同大学学長 2015年９月　同大学名誉教授（現任） 2016年６月　一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク理事長（現任） 2016年６月　当社社外取締役（現任） 2017年６月　公益財団法人泉科学技術振興財団理事長（現任） ● **社外取締役在任期間** ４年 ● **所有する当社の株式数** なし ● **重要な兼職の状況** 一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長 公益財団法人泉科学技術振興財団　理事長 ● **社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項** 該当事項はありません。 ● **社外取締役候補者として選定した理由** 新原皓一氏は、現在、当社の社外取締役に就任しています。同氏は、大学の名誉教授であり、会社経営に関与したことはありませんが、長きにわたり、国内外で高度な専門分野における研究者として指導的立場で活躍した豊かな経験と幅広い視野を有しており、当社の事業と関連の深い様々な研究者との人脈も築いています。また、一般消費者に近い客観的視点から必要な発言を行う等、社外役員としての役割を果たしています。これらの適性を活かし、経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．所有する当社の株式数は、2020年３月31日現在の所有株式数を記載しており、他人名義を含めた実質所有株式数で記載しております。
３．細貝巖氏並びに新原晧一氏は、社外取締役候補者であります。
社外役員候補者の選定にあたっては、会社法が定める要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に従っており、両氏はいずれもこの要件を満たしております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は次のとおりであります。
（社外役員の独立性判断基準）
当社は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます。）が、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。
１．当社及び当社の関係会社（注１）（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者（注２）
２．当社の主要株主（注３）又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその関係会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
３．当社が主要株主である会社及びその関係会社の業務執行者
４．当社グループを主要な取引先とする者（注４）又はその関係会社の業務執行者
５．当社グループの主要な取引先（注５）又はその関係会社の業務執行者
６．当社グループから多額（注６）の寄付又は助成を受けている者又は当該寄付又は助成を受けている者が法人又は団体である場合には当該寄付又は助成を受けている者又はその関係会社の業務執行者
７．当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその関係会社の業務執行者
８．当社が資金調達を行っている主要な金融機関その他大口債権者（以下、併せて「大口債権者等」（注７）といいます。）又は大口債権者等が法人である場合には当該大口債権者等又はその関係会社の業務執行者
９．当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは税理士又は監査法人若しくは税理士法人の業務執行者
10．当社グループから役員報酬以外に多額（注６）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント
11．当社グループから多額（注６）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士法人、監査法人又は税理士法人その他コンサルティングファームの業務執行者
12．過去に一度でも、上記、第１号に該当した者
13．過去３年間において、上記、第２号から第11号に該当した者
14．上記、第１号から第13号に該当する者が重要な業務執行者（注８）である場合においては、その者の配偶者及び二親等以内の親族

15. 上記、第１号から第14号の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注１）関係会社とは、会社計算規則第２条第３項第22号に規定する、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます。

（注２）業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、社員及び使用人に該当した者をいい、社外取締役及び社外監査役は含みません。

（注３）主要株主とは、議決権所有割合10％以上の株主をいい、議決権所有割合には、直接保有と間接保有の双方を含みます。

（注４）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループに対して行っている者をいいます。

（注５）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループから受けた者をいいます。

（注６）多額とは、過去３事業年度の平均で個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の年間連結売上高の２％を超える額をいいます。

（注７）大口債権者等とは、直近事業年度末における連結総資産の10％以上の債権額を当社グループに対して有している者をいいます。

（注８）重要な業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員をいいます。

４．社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨を定款に定めており、細貝巌氏並びに新原晧一氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

本議案が承認された場合、当社は、再任の細貝巌氏並びに新原晧一氏と引き続き責任限定契約を継続する予定であります。

５．独立役員に関する事項

当社は、細貝巌氏並びに新原晧一氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

本議案が承認された場合、当社は、再任の細貝巌氏並びに新原晧一氏を引き続き独立役員として選定する予定であります。

以　上

株主総会会場のご案内

新潟県長岡市東坂之上町１丁目２番地１
長岡グランドホテル　２階　悠久の間
電話（0258）33－2111

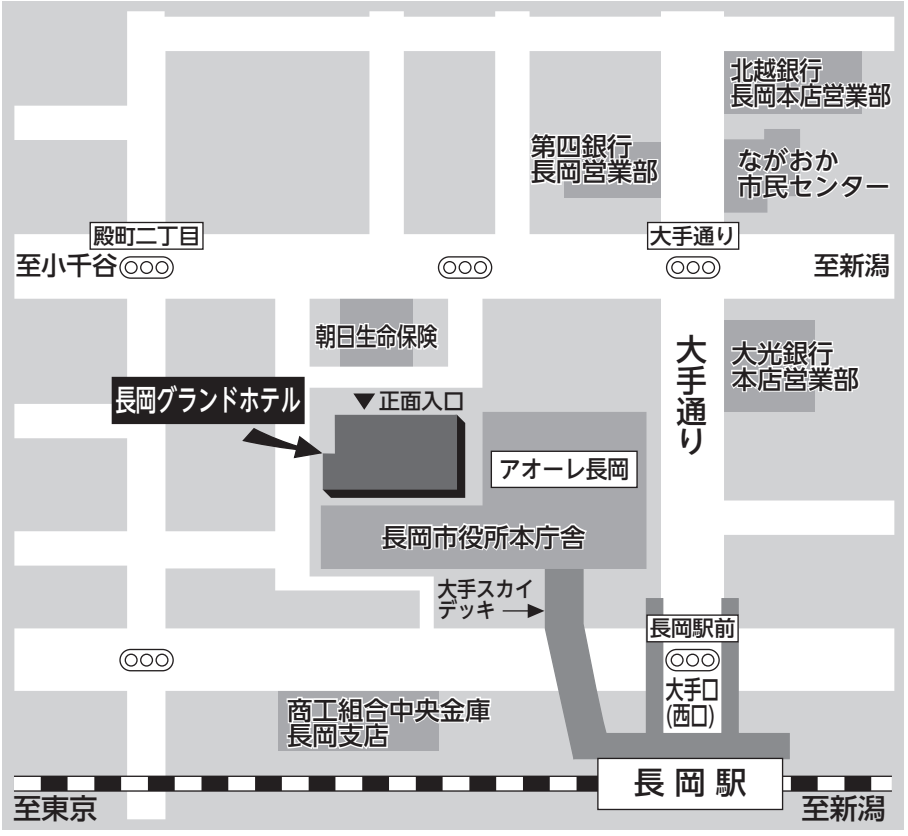

※会場には駐車場の用意がございません。ご了承ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。